備	考	宝城県仙台市大白区おすと長町4-3-15-1312
		在所記載:宮城県土木部企築老地職(年8月16日)
注意	事項	
		系者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 余されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
		の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
	W	(に貸与し、又は譲渡してはならない。
		に言うし、文は譲渡してはなっない。 近する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する